第二条第一項中「第十八条」を「第二十三条」に改める。

第四条中「の業務」の下に「、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二十三条第五号において同じ。）から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務」を加える。

第六条第七項中「文献に係る第十八条第五号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）のうち政令で定めるもの（以下「文献情報提供業務」という。）又はその他の」を「第三十一条第一項各号に掲げる」に改める。

第十条第二項中「機構に」の下に「、運用業務担当理事のほか」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

２　前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。

３　機構に、役員として、第二十三条第五号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「寄託金運用業務」という。）及び第二十七条第二項に規定する助成資金運用（以下「寄託金運用業務等」という。）を担当する理事（以下「運用業務担当理事」という。）一人を置く。

第十一条の見出し中「理事」を「役員」に改め、同条第一項中「理事は」を「理事（運用業務担当理事を除く。）は」に改め、同条第三項を削り、同条第二項ただし書を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　運用業務担当理事は、寄託金運用業務等について、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第十一条に次の一項を加える。

４　監事は、通則法第十九条第九項の規定に基づき理事長又は文部科学大臣に寄託金運用業務等に係る意見を提出したときは、遅滞なく、運用・監視委員会にその旨を報告しなければならない。

第二十八条を第四十三条とする。

第二十七条第二号中「第十八条」を「第二十三条」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第二十六条各号に掲げる方法以外の方法により国立大学寄託金、助成勘定に属する資金又は寄託金運用業務に係る業務上の余裕金を運用したとき。

第二十七条を第四十二条とする。

第二十六条中「第十六条」を「第十八条（第二十二条第五項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第四十一条とする。

第五章を第七章とする。

第四章中第二十五条を第四十条とし、第二十四条を削り、第二十三条を第三十九条とする。

第二十二条第一項中「、文献情報提供勘定」を「、第三十一条第一項各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定」に、「文献情報提供勘定に係る」を「それぞれの業務に係る」に改め、「、一般勘定に属する額に相当する額を一般勘定に係る各出資者に対し」を削り、同条を第三十八条とする。

第二十一条を第三十七条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（財務大臣との協議）

**第三十六条**　文部科学大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第二十六条第二号の規定による指定をしようとするとき。

二　第二十八条第一項の規定により基本指針を定め、又はこれを変更しようとするとき。

三　第二十九条第一項、第三十三条第一項若しくは第四項又は前条の認可をしようとするとき。

四　第三十二条第三項（同条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）又は第四項の承認をしようとするとき。

第四章を第六章とする。

第二十条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第三項及び第五項に、「第一項中」を「第三項中」に、「第四項」を「第六項」に、「第十八条に規定する業務（文献情報提供業務を除く。）」を「第二十三条第六号に掲げる業務」に改め、「文献情報提供業務」と」の下に「、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

８　第三項及び第五項の規定は、前条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「第二十三条第六号」とあるのは「前条第一項第四号」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第二十条第四項中「文献情報提供勘定」を「文献情報提供業務に係る勘定（以下「文献情報提供勘定」という。）」に、「同項中」を「同項ただし書中」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「第三項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を削り、同条第一項中「文献情報提供勘定以外の一般の勘定（以下「一般勘定」という。）」を「助成勘定」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、「第十八条に規定する業務（文献情報提供業務を除く。）」を「第二十三条第六号に掲げる業務」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

４　機構は、助成勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

第二十条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

寄託金運用業務に係る勘定（次項において「寄託金運用勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

２　機構は、寄託金運用勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の寄託金運用業務の財源に充てなければならない。

第二十条を第三十二条とし、第三章中同条の次に次の三条を加える。

（長期借入金及び科学技術振興機構債券）

**第三十三条**　機構は、助成業務に必要な資金に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は科学技術振興機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

２　前項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

３　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

４　機構は、文部科学大臣の認可を受けて、機構債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

５　会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

６　前各項に定めるもののほか、機構債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

**第三十四条**　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。